



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年3月31日月曜日 第2557号外5

◇ 目 次 ◇
条 例

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... (税務課) 1

条 例

○愛媛県条例第33号

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年3月31日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（不動産取得税の徴収猶予及びその取消）</p> <p>第19条の6 知事は、法第73条の24第1項第1号若しくは第2項第1号、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、<u>第73条の27の6第1項又は第73条の27の7第1項の規定の適用があると認められる不動産取得税については、納税義務者の申告により、これらの規定により減額し、又は免除すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定によつて徴収猶予をした場合において当該不動産取得税について法第73条の24第1項第1号若しくは第2項第1号、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、<u>第73条の27の6第1項又は第73条の27の7第1項の規定の適用がないこと、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収するものとする。</u></p> <p>（不動産取得税額及びこれに係る県の徴収金の充当）</p> <p>第19条の7 知事は、法第73条の2第7項、第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、<u>第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項において準用する場合を含む。</u>）又は第73条の27の4第4項（<u>法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定により不動産取得税額及びこれに係る県の徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る県の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当するものとする。</p> <p>（鉱区税の納税義務者等）</p> <p>第48条 鉱区税は、鉱区に対し、面積（河床に存する砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区にあつては、その河床の延長）を課税標準として、その鉱業権者（鉱業法（昭和25年法律第289号）第20条<u>又は第42条の規定により試掘権が存続するものとみなされる期間において試掘することができる者を含む。</u>）に課する。</p>	<p>（不動産取得税の徴収猶予及びその取消）</p> <p>第19条の6 知事は、法第73条の24第1項第1号若しくは第2項第1号、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項<u>又は第73条の27の6第1項</u>の<u>規定の適用があると認められる不動産取得税については、納税義務者の申告により、これらの規定により減額し、又は免除すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定によつて徴収猶予をした場合において当該不動産取得税について法第73条の24第1項第1号若しくは第2項第1号、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項<u>又は第73条の27の6第1項</u>の<u>規定の適用がないこと、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収するものとする。</u></p> <p>（不動産取得税額及びこれに係る県の徴収金の充当）</p> <p>第19条の7 知事は、法第73条の2第7項、第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項<u>及び第73条の27の5第3項</u>）<u>において準用する場合を含む。</u>）又は第73条の27の3第4項（<u>法第73条の27の4第2項及び第73条の27の6第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定により不動産取得税額及びこれに係る県の徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る県の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当するものとする。</p> <p>（鉱区税の納税義務者等）</p> <p>第48条 鉱区税は、鉱区に対し、面積（河床に存する砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区にあつては、その河床の延長）を課税標準として、その鉱業権者（鉱業法（昭和25年法律第289号）第20条<u>の</u>）<u>の規定により試掘権が存続するものとみなされる期間において試掘することができる者を含む。</u>）に課する。</p>

(不動産取得税の申告事項)

第67条の3 省略

2～4 省略

5 法第73条の14第4項又は第73条の24第4項に規定する申告は、当該申告に係る不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 不動産が法第73条の14第3項に規定する耐震基準適合既存住宅である場合は、当該耐震基準適合既存住宅の前所有者の氏名及び住所

6 省略

7 第5項に規定する申告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする場合 当該住宅が令第37条の18第1項及び第3項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

(2) 法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする場合 当該土地の上にある住宅が令第37条の18第1項及び第3項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類（前号に規定する書類が既に提出されている場合を除く。）

8・9 省略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛（以下この項において「免税対象飼育牛」という。）に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、法附則第6条第1項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1)・(2) 省略

2 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第10条 省略

2 省略

3 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成29年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

第13条 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第15条第2項において同

(不動産取得税の申告事項)

第67条の3 省略

2～4 省略

5 法第73条の14第4項又は第73条の24第4項に規定する申告は、当該申告に係る不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 不動産が法第73条の14第3項に規定する既存住宅 _____ である場合は、当該既存住宅 _____ の前所有者の氏名及び住所

6 省略

7 第5項に規定する申告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする場合 当該住宅が令第37条の18 _____ の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

(2) 法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする場合 当該土地の上にある住宅が令第37条の18 _____ の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類（前号に規定する書類が既に提出されている場合を除く。）

8・9 省略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛（以下この項において「免税対象飼育牛」という。）に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、法附則第6条第1項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1)・(2) 省略

2 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第10条 省略

2 省略

3 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

第13条 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第15条第2項において同

じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 省略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第19条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

(不動産取得税の徴収猶予等)

第21条 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第3項の規定は、法附則第11条の4第1項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の7第1項又は附則第11条の4第1項」と、第19条の7中「第73条の27の6第3項」とあるのは「第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項」と読み替えるものとする。

(自動車取得税の非課税)

第22条の2 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、次の各号のいずれにも該当する路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成28年3月31日までに行われたときに限り、第34条第1項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(1)~(3) 省略

(自動車取得税の税率の特例)

第22条の2の2 営業用の自動車(_____
軽自動車(道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。以下この項において同じ。)を除く。))及び軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、第35条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2とする。

2 次に掲げる自動車ですべて新規登録等(道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査(同条第1項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。次項において同じ。)を受けるものの取得(法附則第12条の2の5第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除

じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 省略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第19条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

(不動産取得税の徴収猶予等)

第21条 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第3項の規定は、法附則第11条の4第1項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の6第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の6第1項又は附則第11条の4第1項」と、第19条の7中「第73条の27の5第3項」とあるのは「第73条の27の5第3項並びに附則第11条の4第2項」と読み替えるものとする。

(自動車取得税の非課税)

第22条の2 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、次の各号のいずれにも該当する路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成26年3月31日までに行われたときに限り、第34条第1項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(1)~(3) 省略

(自動車取得税の税率の特例)

第22条の2の2 法附則第12条の2の3第1項に規定する自家用の自動車(_____
軽自動車(道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。))以外のもの_____
の取得に対して課する自動車取得税の税率は、第35条の規定にかかわらず、当分の間、100分の5とする。

2 次に掲げる自動車ですべて新規登録等(道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査(同条第1項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。次項において同じ。)を受けるものの取得(法附則第12条の2の5第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除

く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項において同じ。)

ア 乗用車又は道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量(以下この項及び次項において「車両総重量」という。)が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率(第4項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ・ウ 省略

(2) 省略

3 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第12条の2の5第4項から第7項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

4 省略

(自動車税の税率の特例)

第23条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車であつて内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車であつて地方税法施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車であつて同省令で定めるものをいう。次項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物であつて同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車であつて同省令で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車であつて併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。次項及び第3項第3号において同じ。))並びにバス(一般乗合用のものに限る。))及び被けん引自動車を除く。)に対する当

く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項において同じ。)

ア 乗用車又は道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量(以下この項及び次項において「車両総重量」という。)が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率(第4項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ・ウ 省略

(2) 省略

3 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第12条の2の5第4項から第7項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

4 省略

(自動車税の税率の特例)

第23条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車であつて内燃機関を有しないものをいう。次項及び第3項において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車であつて地方税法施行規則で定めるものをいう。次項及び第3項において同じ。))、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車であつて同省令で定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物であつて同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車であつて同省令で定めるものを、メタノール及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車であつて併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。次項において同じ。))並びにバス(一般乗合用のものに限る。))及び被けん引自動車を除く。)に対する当

該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

第43条第1項第1号の表営業用の項	7,500円	8,600円
	8,500円	9,700円
	9,500円	10,900円
	13,800円	15,800円
	15,700円	18,000円
	17,900円	20,500円
	20,500円	23,500円
	23,600円	27,100円
	27,200円	31,200円
	40,700円	46,800円
第43条第1項第1号の表自家用の項	29,500円	33,900円
	34,500円	39,600円
	39,500円	45,400円
	45,000円	51,700円
	51,000円	58,600円
	58,000円	66,700円
	66,500円	76,400円
	76,500円	87,900円
	88,000円	101,200円
111,000円	127,600円	
省略		
第43条第1項第4号の表	4,500円	5,100円
	6,000円	6,900円
第43条第1項第5号の表キャンピング車の項	23,600円	27,100円
	27,600円	31,700円
	31,600円	36,300円
	36,000円	41,400円
	40,800円	46,900円
	46,400円	53,300円
	53,200円	61,100円
	61,200円	70,300円
	70,400円	80,900円
	88,800円	102,100円

該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

第43条第1項第1号の表営業用の項	7,500円	8,200円
	8,500円	9,300円
	9,500円	10,400円
	13,800円	15,100円
	15,700円	17,200円
	17,900円	19,600円
	20,500円	22,500円
	23,600円	25,900円
	27,200円	29,900円
	40,700円	44,700円
第43条第1項第1号の表自家用の項	29,500円	32,400円
	34,500円	37,900円
	39,500円	43,400円
	45,000円	49,500円
	51,000円	56,100円
	58,000円	63,800円
	66,500円	73,100円
	76,500円	84,100円
	88,000円	96,800円
111,000円	122,100円	
省略		
第43条第1項第4号の表	4,500円	4,900円
	6,000円	6,600円
第43条第1項第5号の表キャンピング車の項	23,600円	25,900円
	27,600円	30,300円
	31,600円	34,700円
	36,000円	39,600円
	40,800円	44,800円
	46,400円	51,000円
	53,200円	58,500円
	61,200円	67,300円
	70,400円	77,400円
	88,800円	97,600円

省略		
----	--	--

2 次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成26年度分の自動車税に係る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第43条第1項第1号の表営業用の項	7,500円	8,200円
	8,500円	9,300円
	9,500円	10,400円
	13,800円	15,100円
	15,700円	17,200円
	17,900円	19,600円
	20,500円	22,500円
	23,600円	25,900円
	27,200円	29,900円
	40,700円	44,700円
第43条第1項第1号の表自家用の項	29,500円	32,400円
	34,500円	37,900円
	39,500円	43,400円
	45,000円	49,500円
	51,000円	56,100円
	58,000円	63,800円
	66,500円	73,100円
	76,500円	84,100円
	88,000円	96,800円
	111,000円	122,100円
第43条第1項第2号の表営業用の項	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	12,000円	13,200円
	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
	22,000円	24,200円
	25,500円	28,000円
	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円
	第43条第1項第2号の表営業用けん引自動車の項	15,100円
7,500円		8,200円
第43条第1項第2号の表自家用の項	8,000円	8,800円
	11,500円	12,600円

省略		
----	--	--

2 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成24年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び次項において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令で定めるもの

- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則で定めるものをいう。次項において同じ。）
- (4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第5項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同省令で定めるもの（次項及び第4項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの

	16,000円	17,600円	第43条第1項第1号の表営業用の項	7,500円	4,000円
	20,500円	22,500円		8,500円	4,500円
	25,500円	28,000円		9,500円	5,000円
	30,000円	33,000円		13,800円	7,000円
	35,000円	38,500円		15,700円	8,000円
	40,500円	44,500円		17,900円	9,000円
	6,300円	6,900円		20,500円	10,500円
第43条第1項第2号の表自家用けん引自動車の項	20,600円	22,600円		23,600円	12,000円
	10,200円	11,200円		27,200円	14,000円
第43条第1項第3号の表営業用その他の項	26,500円	29,100円		40,700円	20,500円
	32,000円	35,200円	第43条第1項第1号の表自家用の項	29,500円	15,000円
	38,000円	41,800円		34,500円	17,500円
	44,000円	48,400円		39,500円	20,000円
	50,500円	55,500円		45,000円	22,500円
	57,000円	62,700円		51,000円	25,500円
	64,000円	70,400円		58,000円	29,000円
第43条第1項第3号の表自家用の項	33,000円	36,300円		66,500円	33,500円
	41,000円	45,100円		76,500円	38,500円
	49,000円	53,900円		88,000円	44,000円
	57,000円	62,700円		111,000円	55,500円
	65,500円	72,000円	第43条第1項第2号の表営業用の項	6,500円	3,500円
	74,000円	81,400円		9,000円	4,500円
	83,000円	91,300円		12,000円	6,000円
第43条第1項第4号の表	4,500円	4,900円		15,000円	7,500円
	6,000円	6,600円		18,500円	9,500円
第43条第1項第5号の表キャンピング車の項	23,600円	25,900円		22,000円	11,000円
	27,600円	30,300円		25,500円	13,000円
	31,600円	34,700円		29,500円	15,000円
	36,000円	39,600円		4,700円	2,400円
	40,800円	44,800円	第43条第1項第2号の表営業用けん引自動車の項	15,100円	8,000円
	46,400円	51,000円		7,500円	4,000円
	53,200円	58,500円	第43条第1項第2号の表自家用の項	8,000円	4,000円
	61,200円	67,300円		11,500円	6,000円
	70,400円	77,400円		16,000円	8,000円
	88,800円	97,600円		20,500円	10,500円
第43条第1項第5号の表宣伝車の項	20,600円	22,600円		25,500円	13,000円
	7,600円	8,300円		30,000円	15,000円
第43条第1項第5号の表霊きゆう車の項	11,000円	12,100円		35,000円	17,500円
	4,200円	4,600円		40,500円	20,500円
第43条第1項第5号の表その他の項	9,700円	10,600円		6,300円	3,200円
	13,200円	14,500円	第43条第1項第2号の表自家用けん引自動車の項	20,600円	10,500円
第43条第2項の表営業用の項	3,700円	4,100円		10,200円	5,500円
	4,700円	5,200円	第43条第1項第3号の表営業用一般乗合用の項	12,000円	6,000円
	6,300円	6,900円		14,500円	7,500円

第43条第2項の表自家用の項	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第43条第1項第3号の表営業用その他の項	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
第43条第1項第3号の表自家用の項	64,000円	32,000円
	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
第43条第1項第4号の表	83,000円	41,500円
	4,500円	2,500円
第43条第1項第5号の表キャンピング車の項	6,000円	3,000円
	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
70,400円	35,500円	
第43条第1項第5号の表宣伝車の項	88,800円	44,500円
	20,600円	10,500円
第43条第1項第5号の表霊きゆう車の項	7,600円	4,000円
	11,000円	5,500円
第43条第1項第5号の表その他の項	4,200円	2,500円
	9,700円	5,000円
第43条第2項の表営業用の項	13,200円	7,000円
	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
第43条第2項の表自家用の項	6,300円	3,200円
	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

3 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 _____ とする。

- (1) 省略
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5項第5号において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び同項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則で定めるものをいう。第5項第3号において同じ。）
- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（第5項第4号及び第7項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同省令で定めるもの（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同省令 _____ で定めるもの

第43条第1項第1号の表営業用の項	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第43条第1項第1号の表自家用の項	29,500円	15,000円

3 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 _____ 同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) 省略
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（ _____ 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準 _____ で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号 _____ において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車 _____
- (4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率 _____ であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物 _____ の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度 _____ の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの

	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
第43条第1項第2号の表営業用の項	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第43条第1項第2号の表営業用けん 引自動車の項	15,100円	8,000円
	7,500円	4,000円
第43条第1項第2号の表自家用の項	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第43条第1項第2号の表自家用けん 引自動車の項	20,600円	10,500円
	10,200円	5,500円
第43条第1項第3号の表営業用一般 乗合用の項	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第43条第1項第3号の表営業用その 他の項	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円

	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第43条第1項第3号の表自家用の項	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第43条第1項第4号の表	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第43条第1項第5号の表キャンピング車の項	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第43条第1項第5号の表宣伝車の項	20,600円	10,500円
	7,600円	4,000円
第43条第1項第5号の表霊きゆう車の項	11,000円	5,500円
	4,200円	2,500円
第43条第1項第5号の表その他の項	9,700円	5,000円
	13,200円	7,000円
第43条第2項の表営業用の項	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第43条第2項の表自家用の項	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

4 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 _____ とする。

省略

4 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 _____ 同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

省略

5 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるものに適合するもの

第43条第1項第1号の表営業用の項	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第43条第1項第1号の表自家用の項	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
111,000円	28,000円	
第43条第1項第2号の表営業用の項	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円

	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第43条第1項第2号の表営業用けん引自動車の項	15,100円	4,000円
	7,500円	2,000円
第43条第1項第2号の表自家用の項	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第43条第1項第2号の表自家用けん引自動車の項	20,600円	5,500円
	10,200円	3,000円
第43条第1項第3号の表営業用一般乗合用の項	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第43条第1項第3号の表営業用その他の項	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第43条第1項第3号の表自家用の項	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第43条第1項第4号の表	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第43条第1項第5号の表キャンピング車の項	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円

	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
第43条第1項第5号の表宣伝車の項	20,600円	5,500円
	7,600円	2,000円
第43条第1項第5号の表霊きゆう車の項	11,000円	3,000円
	4,200円	1,500円
第43条第1項第5号の表その他の項	9,700円	2,500円
	13,200円	3,500円
第43条第2項の表営業用の項	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第43条第2項の表自家用の項	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

6 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 第3項（第4号に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第3項第4号中「 _____ 平成27年度以降 _____ _____ 」とあるのは「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「100分の138」と、第4項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「 _____ 平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

5 第3項（第4号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率 _____ _____ を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第3項第4号中「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に _____ 100分の138」と、前項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第2項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特例)

第28条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。)第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項(整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。次項から第4項までにおいて同じ。)の登記をしていないもの(整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの(以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。)にあつては、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人(以下この条において「非営利型法人」という。)に該当するものに限る。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第18条第1項の規定を適用する。

2・3 省略

4 省略

5 省略

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特例)

第28条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。)第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項(整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。次項、第3項及び第5項において同じ。)の登記をしていないもの(整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの(以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。)にあつては、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人(以下この条において「非営利型法人」という。)に該当するものに限る。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第18条第1項の規定を適用する。

2・3 省略

4 平成20年11月30日において現に所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)第2条の規定による改正前の法人税法別表第2第2号の指定を受けている外国法人については、平成25年11月30日までに開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第13条第1項の規定を適用する。

5 省略

6 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(法人の県民税に関する経過措置)

2 改正前の愛媛県県税賦課徴収条例附則第28条第4項の規定は、平成25年11月30日までに開始した事業年度分の法人の県民税については、なおその効力を有する。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第19条の6及び第19条の7並びに附則第21条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

4 新条例附則第22条の2の2の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

5 新条例附則第23条の規定は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。